

■議案第21号 四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について

【要旨】

昭和55年に築造された四万十町興津第一縫製共同作業場は、35年を経過し（耐用年数：鉄骨造・工場用途31年）、屋根の破損等の老朽化が進み、周囲の住民生活に危険を与えかねない状況にありました。

また、利用者がいない状況も続いていましたので、用途を廃止し、平成28年7月に取り壊したため、四万十町縫製共同作業場条例から四万十町興津第一縫製共同作業場に係る事項を削除するものです。

【改正内容】

四万十町縫製共同作業場条例第2条及び別表（第6条関連）から四万十町興津第一縫製共同作業場に係る事項を削除します。

【新旧対照表】

別紙